

諮問日：令和4年8月29日（令和4年度（情）諮問第13号）

答申日：令和4年12月22日（令和4年度（情）答申第28号）

件名：奈良地方裁判所における苦情申出人に対する押収の令状の発付時刻を記録した文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「特定年月日、夕刻に、特定の警察留置課に保管して有る私の鍵（5本）を令状を示さず、押収した為、昨夜捜査員は、令状を持っていたと、本日、昼前、特定警察刑事取調室2号室で、私に提示致しましたが、公法第31条の元、行なわれたのかを知りたく、鍵の押収の令状を発行した時間の開示教示を何卒宜しくお願い致します。」との申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、奈良地方裁判所長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、奈良地方裁判所長が令和4年7月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

苦情申出人は、留置課保管物品の押収許可証の発行の時間の開示教示を求めました。司法警察員は「押収許可証」はあったと申しますが、特定月日Aに苦情申出人に提示したのは逮捕令状だったからです。特定月日B（特定月日Aの前日）、押収許可証の令状が存在したと刑事殿が申ししたので、押収許可証を特定月日Aに苦情申出人に提示せず、逮捕令状を差し出した齟齬からの令状発行の時間の開示請求だったにもかかわらず、不開示決定は残念です。

本件開示申出を不開示決定にしたのは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号ただし書ハに抵触になりませんか。

裁判所が開示しないこととした理由の末尾を通読するところ、法8条（行政文書の存否に関する情報）とも受け取れました。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 原判断庁は、本件開示申出の内容について、「申出人に対する押収の令状の発付時刻を記録した文書」と整理した。
- 2 苦情申出人は、令状の発付は、職務遂行情報に該当することから本件開示申出は拒めない旨主張しているものと解される。

しかしながら、本件開示申出に係る文書の存否を明らかにすると、苦情申出人に対する令状の発付の事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を開示することになるところ、本件存否情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当し、同号イからハまでに該当する事情が認められないことから、原判断庁は、当該文書の存否を明らかにしないで不開示とする判断を行ったものである。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年8月29日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月18日 審議
- ④ 同年12月16日 審議

#### 第6 委員会の判断の理由

- 1 原判断庁は、本件開示申出について、「申出人に対する押収の令状の発付時刻を記録した文書」の開示を申し出るものと整理したとのことであり、本件開示申出書の記載を踏まえれば、原判断庁が本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的である。

上記のとおり整理した本件開示申出の内容からすれば、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、本件存否情報が公になると認められ、この情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められる。

苦情申出人は、令状の発付は、職務遂行情報に該当することから本件開示申出は拒めない旨主張しているものと解されるが、苦情申出人に対する令状の発付の事実の有無（本件存否情報）は法5条1号ただし書ハに掲げる情報に相当せず、また、同号ただし書イ及びロに掲げる情報に相当する事情も認められない。

したがって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子